

各都道府県薬務課の裁量に委ねられた、無資格配置従事者の資質のレベル

発行：日本置き薬協会 事務局広報担当

各界関係者のご尽力を頂き、本6月1日より施行された『改正薬事法』下においても置き薬販売業は、附則により期限を定めない経過措置により、従前どおりの事業継続が可能になった。

しかしながら、今回の改正薬事法施行直前に定められた『省令』、又『医薬食品局長通知』、『同総務課長通知』などにより、法体系そのものが歪められ、ある意味、法の安定性の観点から非常に不安を感じるところである。

具体的には

1. 本4月中旬の、一片の省令の字句の変更により、コンビニ等の薬品販売が可能になった件。
2. 実効的な規制の方策の無いまま、通信販売に対して窓口を開いた件。
3. その際、根本的な原則とされていた『対面販売の原則』を実質的に厚労省自体が毀損する論理展開を行なった件。
4. 置き薬販売業に対し、『対面の原則』を無視して、徒に事業所配置を開放した件。
5. 新制度化の置き薬販売業に対し、専門家による個別配置先に対する対面販売を厳密に規定せず、曖昧にした件。
6. 既存配置（附則に依る置き薬販売業者）に対する資質向上を目指した教育制度の目安とする『一定の水準』（3月31日課長通知）の曖昧な表現と各都道府県薬務担当への指導の不徹底な状況。

以上、このような状況が続けば、置き薬販売に対する、国民、消費者の不信を惹起し、また当然、通信販売業界から提議されるであろう『改正薬事法の再改正』の動きの中で、各界関係者の御尽力の賜物である貴重な附則に依る『我々に対する、期限の定めのない経過措置』を毀損する恐れさえありえると、憂慮している。

そこで、我々業者として、唯一対処できる（6）の教育の徹底を推進していく所存だが、やはり直接の指導官庁である各都道府県薬務担当が理解され、適切な指導をされねば、多くの業者其々は安きに流れ、『悪貨は良貨を駆逐する』状況になることを危惧している。

現在、当協会としては、全国一様に、一定水準下の標準的方法が文言どおりに実施されるよう、各都道府県薬務課にその対処を求めている。

なお、旧事務所が契約満了のため、下記に移転しております。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局（足高）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-7 ヒルクレスト平河町507
TEL. 03-3222-1737 FAX. 03-3222-1738